



兵庫県議会議員 総務常任委員会委員長 第26号 春名 哲夫 県政報告

■発行日 平成30年9月22日

■発行者 春名 哲夫

◆油長官に道谷の写真を見せて説明

林野庁長官に要望(7月23日)

東京霞が関 林野庁

藤田議員(養父市)・安福議員(朝来市)も同行する

要望先	林野庁長官 国有林野部長 森林整備部長 森林整備部計画課長	沖修司 氏 本郷浩二 氏 織田央 氏 小坂善太郎 氏
-----	--	-------------------------------------



要望内容は

その1

- 去る7月5日から7日にかけての西日本豪雨により宍粟市波賀町戸倉地先で国有林の山地崩壊により県道・河川が塞がれてしまい上流側の道谷自治会(38所帯・97名)が孤立状態になってしまった。
崩壊した土砂木材で河川は咳止めダム状態になり、近隣する牛舎の浸水対策や県道復旧など兵庫県も必死に対応するも7月23日現在未だ不通。
それぞれ写真も見せて、二次災害の恐れあり、早期の復旧を要望する。



道谷地区 山地崩壊の様子

その2

- 平成31年4月から交付される森林環境贈与税について経過を含め今後の在り方について意見交換する。あえて私が森林管理の重要性を説明する。
沖長官はじめ4名の方々は森林環境税の創設者という立場で熱く語られた。
兵庫県も県下各市町も目的通りの活用を、と約束する。

森林環境税と森林環境贈与税の創設

平成29年末、森林を支えるため決定しました

森林環境贈与税平成31年度施行・森林環境税平成36年度施行

この度の豪雨でつくづく思う事、それは、山に風倒木を放置しないこと。特に谷筋の森林管理は非常に重要であり森林を管理するシステムが求められております。その森林管理システムの施行と合わせ平成31年度から課税に先行して開始されるのが森林環境贈与税であります。

つまり森林整備のために必要な費用を国民ひとり一人が広く等しく分担して森林を支える仕組みであり国から県市町へ贈与として配分します。5年後からは国民から税として一人当たり年額1,000円徴収いたします。

仕組み・イメージは下記の通りです。





7月10日 宍粟市に再建支援法適用(兵庫県)

7月11日 井戸知事を市長と共に現地案内する。

7月14日 山口つよし衆議院議員を現地案内する。

7月22日 谷 公一衆議院議員を現地案内する。

加田裕之兵庫県参議院選挙区第3支部長を
現地案内する。

7月24日 激甚災害に指定(閣議決定)される。

第3次山地防災・土砂災害対策計画

局地的豪雨などによる土砂・流木災害が激甚化する中、山地が県土の7割を占める兵庫、とりわけ9割近い宍粟市においても対策が必要な危険箇所が多く残っております。このため第3次災害対策計画(H30~35年度)を立てて計1,100カ所あまりの事業実施に取り組んでおります。

透過構造を有する砂防えん堤



砂防えん堤（一宮町福知・福知川）

土石流発生時に流れ
てくる土砂・流木を効
果的に捕捉します。

えん堤にたまつた土
砂・流木は次の土石流
に備えて取り除きます。

この度の7月豪雨において波賀町小野・小野川においての堆積状況です。

写真のように土石流・流木が満杯でした。
(一部緊急搬出済)



完成時の状況



正面からの流木



背面からの堆積状況

砂防えん堤(不透過型)のはたらき



不透過型の砂防えん堤

砂防えん堤は、上流
から流れてくる土砂を
受け止めます。

受け止めた土砂は、
その後、下流へ少しず
つ安全に流れます。



土砂災害特別警戒区域等の指定

土砂災害から身を守るために知っていただきたいこと

Q 大雨が降った場合、土砂災害のおそれのある区域はどこか?

A 土砂災害警戒区域などが指定されています。これは、県ホームページや市町のハザードマップで見ることができます。

Q 今降っている雨で、どの市町が危険なのか?

A 県と気象台は、大雨により土砂災害の危険度が高まった際、テレビのテロップなどで、市町単位に「土砂災害警戒情報」を発表しています。



土砂災害警戒区域(イエローフォーン)

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れのある地域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

警戒区域の内土石の直撃等により建築物が破壊される恐れのある、特に危険度の高い地域

平成26年度までに概ね約21,000箇所の土砂災害警戒区域指定が完了しております。現在平成32年度までに土砂災害特別警戒区域の指定に取り組んでおり10,000箇所超になる見込みです。

宍粟市内に於いてはイエローフォーンを1,422箇所指定済であり、レッドゾーンは今年度で640箇所位の見込みです。

左記のハザードマップ等日常参考にしながら緊急時には早めの避難を心がけいただきたくお願ひいたします。